

(ロ) 階級協調主義反対、議會主義反対。

(ハ) ファシズモ排撃。

(ミ) 一元化。

(キ) 政權獲得の目的とする。

(ク) 動員主義を中心とする組織たること。

(コ) 支部は地域支部とし、工場班、經營班、部務班、市民班を構成單位とす。

(ハ) 工場班は產業線に沿ふて產業委員會を持つこと。

(イ) 黨と支持團體の關係。

在來の形式的、片務的な支持關係を合理化すること。

(ロ) 支持團合方針

五、勞働組合方針

支持勞働組合は、全國勞働組合會議を結成し、それが產業別整理

を施行せしめること。

六、農民組合方針

ファシズモ反對闘争の集中點として、農民組合の擴大強化に全力

を擧ぐること。

七、財務方針

(イ) 當政を黨費の基礎の上に確立すべく、黨費納入を機械的

にまで嚴格にすること。

(ロ) シュバ綱の組織擴大。

八、役員に就いて

(イ) 新人拔擢をなすべきこと。

(ロ) 役員規定には、半數絶対改選の規定を設く。中央委員は黨

費完納黨員數に比例して地區より選出し、地區兌任權を認め、

それ以上の上部機關は投票制によるべきこと。

今回の夏期教育運動は特にかゝる傾向を開展することを眼目とせねばならぬ。労働は結成大會に於いて決定されたる運動方針を有するが、(同盟本部發行「勞働組合は如何にして戦ふか」一部十錢送料二錢)今回の夏期教育運動を通じて各組合聯合會はこの同盟の階級的指導方針を夫々全組合員に徹底せしめると共に特に各種の時局問題に對する教育を徹底せしむべく努力されし、夏期教育運動の具體方針は大要左の如くであるが、その實行については、各組合、各聯合會は夫々教育部の活動を促がして、計畫をたてて出來る限り効果的に行はれたし。

夏期教育運動の方針

(イ) 期間——八月十日より三十日

(ロ) 方法——連續的研究會、夏期講習會、夏期勞働學校等その他の適當なる名稱で地方的に行ふこと、出来得る限り全組合員の參加し得られる様に努力すること。

(ハ) 科目——(ア)ファシズモ批判、農村窮乏問題、満洲問題批判、失業問題等の各種的一般問題を適當に配置すること。

(ク) 講師——組合本部常任、大衆黨幹部等を勤員すること。

(コ) 本部派遣の講師を必要とするところは至魯本部へ申込まれたし但し必要な旅費交通費等をもつこと。

(十一月十五日)の二回に亘つて協議された。云ふ迄もなく、

(五) 國際勞働代表問題

昭和七年度國際勞働代表選舉並に隨員等の選舉は、日本勞働クラブの第二回懇談會(十一月十八日)並に第三回懇談會(十一月十五日)の二回に亘つて協議された。云ふ迄もなく、

(イ) 黨常務役員は有給たるべきこと。

九、黨名に就いて

既往の黨名にこだわらざること。

十、合同の具體化方法

黨は上部組織と下部組織との關係に於て合同運動を進むべきの際下からの合同機運を促進し、合同運動を積極的に遂行すべきこと。

(四) 教育問題

本年度に於ける教育的活動は、クラブ問題及びファシズム問題等勃發のため一定の繼續的事業として行ふべき餘裕のなかつたことは甚だ遺憾であるが、同盟本部は起り来る諸問題に對して、或ひは機關紙を通じ、或ひは研究會議會等を通じて、常に同盟の階級的方針を全組合員に徹底せしむべく努力した。特にあぐべきは第七回中央委員會の決定により全國的に行はれた夏期教育運動であつた、同盟本部の指令に基づき、東京、大阪、名古屋その他の地方に於ては夫々講習會研究會を開催し相當の効果をあげた。

夏期教育運動に關する指令

(前略)最近に於ては法西斯主義の行詰りを中心に日本の資本主義は急速にその政治的危機を激化し、この資本主義の政治危機的は、我が國の全社會を毀ひ、思想的混亂となつて現はれつつある。

而してその餘波は我等無產階級運動の内部にも及びてファシズム反動の擾亂を見、或は各種の思想的動搖を示した。

我が同盟としては既に國際勞働會議に對する確固たる方針を有してゐるのであるがクラブ問題の發生以来この點に關する各種のデマが流布されてゐる關係上昭和六年度第六回中央委員會(昨年十月十二日)では「全國勞働は國際勞働代表隨員顧問等を派遣せず」との申合せをなして態度を明らかにしてゐる。從つて日本勞働クラブ懇談會に於て此問題が協議されるに當つては、我が同盟代表(上條、今村、藤岡)より劈頭に於て、右の申合せに基づき本問題は勞働クラブとして取扱ふべきではなく、廣く有資格團體の全體的協議會を開催して附議すべきであるとの提議をなした。これに對しては、各團體とも反対なく左の如き決定を見た。

第一回懇談會決定

(イ) 全國勞働の提議の主旨を原則とすること、而して今回の實行方法としてはまづクラブの意向をまとめて後可の範圍の全國の他團體と協議して決定すること。

(ロ) 労働クラブとしての意向は各團體一名の小委員を選定し協議の上決定すること。

右の決定に基づき小委員會はクラブの意向を協議したが決定することなく次回懇談會にて決定することとなつた。但し全國勞働は右小委員會にも棄權の態度をとつた。

次いで本問題は更に第三回懇談會に於て附議されることとなつたのであるが、再び小委員會を任命して代表人選を協議したが、西尾末廣、坂本孝三郎、鈴木文治の三案が提出せられて容易に決定しなかつたが、最後に坂本氏に交渉の結果は同氏が自發的に辭退せるため、クラブとしての決定は第一候